

農業委員会サポートシステム補完システム構築業務  
最優秀者決定基準書

令和8年4月

新潟市農業委員会事務局

## 1 目的

この最優秀者決定基準書は、農業委員会サポートシステム補完システム構築業務（以下「本業務」という。）を委託する業者を選定するにあたり、その選定基準を明確にするとともに、本業務の調達に係る評価手順等を定めるものとする。

## 2 最優秀者の決定方法に関する事項

本業務を委託する業者は、公募型プロポーザル方式により決定することとし、その評価方法の概要は次のとおりとする。

### (1) 選定委員会

本業務の最優秀者の決定に関する事項は、「農業委員会サポートシステム補完システム構築事業委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。なお、選定委員会の委員は、次の者をもって充てる。

新潟市 農業委員会事務局長

新潟市 農業委員会事務局次長

新潟市 総務部 デジタル行政推進課長

新潟市 農業委員会事務局南区事務所長

### (2) 提案内容の評価

提案内容については、「別紙1 配点一覧表」（以下「配点一覧表」という。）に基づき評価し、提案内容に対する点数（以下「技術点」という。）を与える。

### (3) 見積価格の評価

見積価格については、後に示す計算式に基づき、その価格に対する点数（以下「価格点」という。）を与える

### (4) 総合評価の方法

総合評価は、技術点と価格点の合計（以下「総合評価点」という。）で行う。

### (5) 得点配分

技術点の配点を3,000点、価格点の配点を600点とする。

### (6) 最優秀者の決定方法

最優秀者は、配点一覧表の「2.1.1 必須項目の実現」の評価で不合格となった者を除き、総合評価点が最も高い者とする。なお、総合評価点が最も高い者が2者以上となった場合には、技術点が高い者を最優秀者とし、技術点も同じ場合には、くじにより最優秀者を決定する。

ただし、総合評価点が最も高い者の提案が、次の「ア」、「イ」のいずれかに該当する場合には、当該業者を最優秀者とせず、次点の者を最優秀者とする。

ここでいう次点の者とは、総合評価点が次に高い者とし、総合評価点同数の業者が存在する場合には、その中で技術点が高い者とし、技術点も同じ場合には、くじにより決定する。

更に、全ての業者が最優秀者とならない場合には、交渉を行うことがある。

ア 技術点が、本市が指定する合格基準点に満たない場合

イ 見積書に記載された見積金額が、見積書比較価格[注]を上回った場合

注：「見積書比較価格」とは、業務委託料の上限額から消費税及び地方消費税を除いた額をいう。

(7) その他

「技術点」及び「価格点」は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを有効とする。

### 3 技術点の算出に関する事項

技術点は、次のとおり算出する。

(1) 提案内容の評価

提案内容について、配点一覧表の各評価項目について次のア及びイに示す評価段階（5～1 又は 3～1）で評価し、提案内容に対する点数（以下「提案評価点」という。）は、「各評価項目の提案評価点」に示す方法により算出する。

各評価項目の提案評価点は、次の基準により提案評価点を算出する。

ア 評価項目の配点が100点以上の場合

目安	評価段階	各評価項目の提案評価点
良い	5	「各評価項目の配点×（評価段階－1）」÷4 ※ただし、配点一覧表の「2.1.2 任意項目の実現」については、「別紙2「仕様書 表1 機能要件一覧」対応表」に記載のとおり提案評価点を算出する。また、「6.1.1 運用保守委託費」については、「評価の着眼点」に記載のとおり提案評価点を算出する。
やや良い	4	
標準	3	
やや劣る	2	
劣る	1	

イ 評価項目の配点が100点未満の場合

目安	評価段階	各評価項目の提案評価点
良い	3	「各評価項目の配点×（評価段階－1）」÷2
標準	2	
劣る	1	

(2) 提案に対する技術点

提案に対する技術点は、選定委員会の各委員の提案評価点（3,000点満点）の総和を、選定委員数で除して算出された数値とする。

(3) 合格基準点

合格基準点は1,500点とする。なお、計算根拠は次のとおりである。

$$\text{合格基準点} = \text{技術点の配点 (3,000点)} \times 50\%$$

#### 4 価格点の算出に関する事項

価格点の計算は、配点一覧表の「7 価格点」に記載のとおりとする。

#### 5 総合評価点の算出に関する事項

総合評価点は、次の計算式により算出する。

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$